

GUIDE BOOK 2026

for International Students

留学生ガイドブック

Kyushu Sangyo University

Kyushu Sangyo University,
Zokei Junior College of Art and Design

Global Education Center

グローバル教育センター

この留学生ガイドブックは大切に使用してください。
紛失した場合、再配付はいたしません。
※内容の一部に重要な変更がある場合は、ガイダンスでの説明や K's Life ・ 掲示板などで変更内容をお知らせいたします。

学籍番号
氏名

2026 年度の主な行事（予定）	4
留学生サポートプログラムについて	5
1. グローバル教育センターに関すること	7
(1) グローバル教育センターの取り扱い業務について	8
(2) グローバル教育センターからのお知らせ方法について (掲示板・グローバル教育センターホームページ・K's Life)	8
(3) 在留資格の確認について	8
(4) 留学生情報について	9
(5) 「一時帰国届」について	9
(6) 留学生行事について	9
(7) グローバルプラザについて	10
2. 日本在留の手続きに関すること	11
(1) 在留資格に関する手続き	12
(2) みなし再入国許可	14
(3) 資格外活動許可（アルバイト）について	15
(4) 福岡出入国在留管理局の案内	18
(5) 「在留カード」の交付	18
3. 授業料および学業に関すること	19
(1) 授業料等の納付について	20
(2) 授業料減免について	20
(3) 休学・退学・除籍について	21
4. 日本語教育に関すること	23
5. 就職支援に関すること	27
6. 生活に関すること	29
(1) 国民健康保険について	30
(2) 交通安全について	30
(3) 犯罪に巻き込まれないために	32
(4) 住所が変わったとき	32
7. 奨学金に関すること	33
(1) 奨学金制度	34
(2) 奨学金応募時の留意事項	36
(3) 受給決定後の留意事項	38
8. 留学生会に関すること	39
(1) 留学生会について	40
(2) 留学生会規約	41
Q & A コーナー（よくある質問です。必ず熟読してください。）	43

2026 年度の主な行事（予定）

学 期	日 程	行 事	
前学期	4月 1日（水）	学年始め 入学式 新入留学生オリエンテーション	
	4月 7日（火）～ 5月28日（木） 5月29日（金）～ 6月 2日（火）	授業実施 定期試験	第1クォーター
	6月 4日（木）～ 7月22日（水） 7月24日（金）～ 7月28日（火）	授業実施 定期試験	第2クォーター
	8月31日（月）	前学期成績公開日	
後学期	9月14日（月）～ 11月 6日（金） 11月 9日（月）～ 11月11日（水）	授業実施 定期試験	第3クォーター
	10月30日（金）～ 11月 2日（月）	香椎祭（留学生参加）	
	11月13日（金）～ 2027年1月18日（月） 1月20日（水）～ 1月22日（金）	授業実施 定期試験	第4クォーター
	3月12日（金）	後学期成績公開日	
	3月17日（水）	学位授与式	
	3月31日（水）	学年終り	

※ 4月 29日（水）、7月 20日（月）、10月 12日（月）、11月 3日（火）、11月 23日（月）は祝日ですが、通常どおり授業を行います。

上記の他に、次の留学生行事を予定していますので、**必ず出席してください。**

詳しい日程等は決定後、掲示板および K's Life でお知らせします。

- 留学生会定例総会
- 異文化研修（バスハイク）
- 多国籍文化祭
- 国際交流行事（地域交流など）
- 日本語弁論大会
- その他

■留意事項

1. 開催のお知らせ

留学生関係の行事については、通常、開催日の2～3週間前から K's Life、留学生会公式Instagram、グローバルプラザ（2号館1階）およびグローバル教育センター前（中央会館2階）の掲示でお知らせします。また、本学主催行事以外の地方自治体や関係団体等が主催する行事についても、同様に K's Life や SNS、掲示等でお知らせします。

2. 行事への出席（参加）について

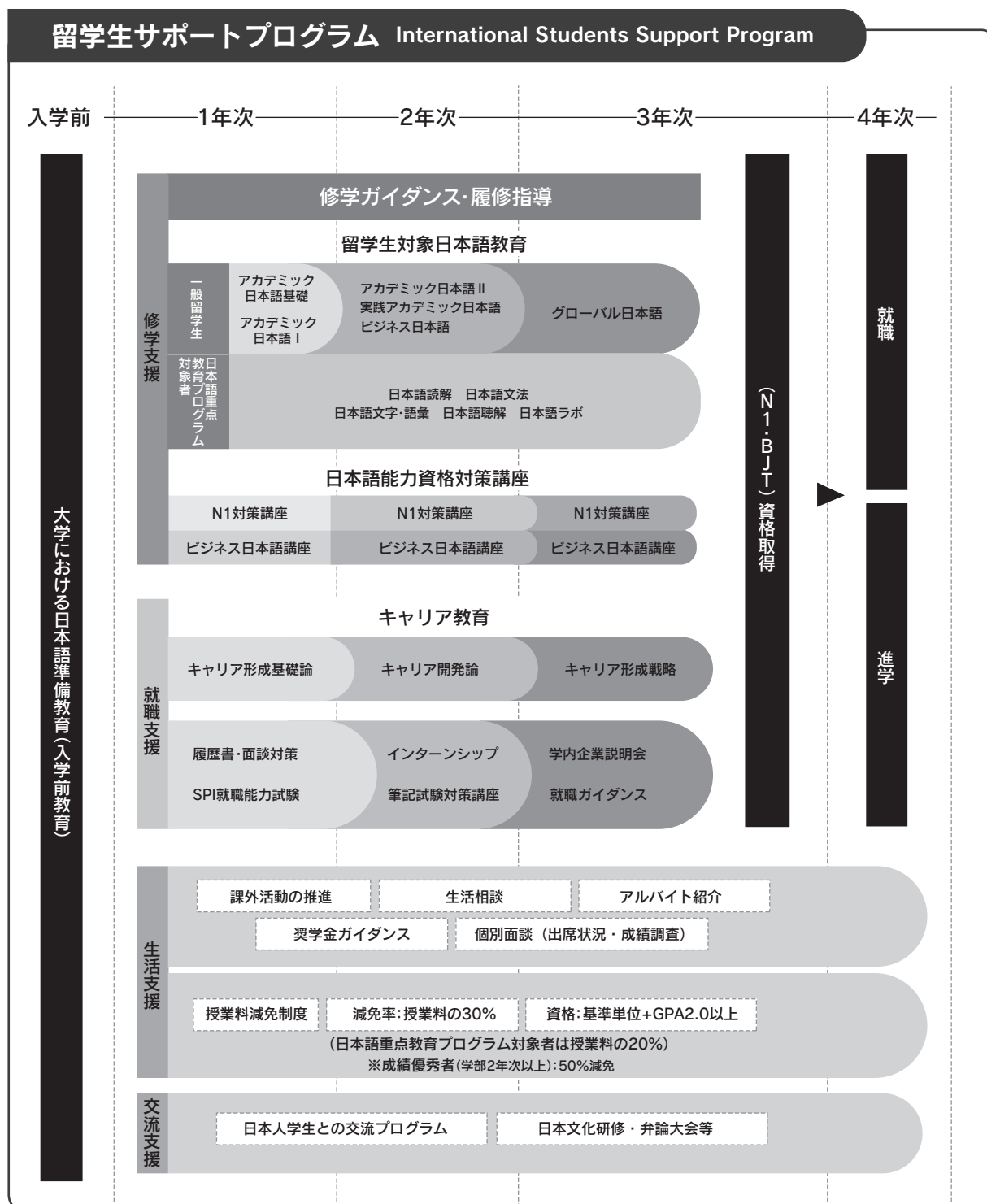
行事への出席状況については、奨学金選考の際、参考にする場合があります。

※ 各行事の日程は、変更することがありますので、K's Life および掲示による通知をよく確認してください。

外国人留学生の背中を押す九産大のワンストップ窓口

優秀な外国人留学生を受け入れ、日本人学生と切磋琢磨できる環境を通じてグローバル人材を育成しています。

入学前から就職まで、授業サポート、就職に必要な資格取得サポート、日本人学生との交流サポート、生活面サポートなどの”International Students Support Program”を展開しています。



Chapter 1

グローバル教育センターに関すること
Global Education Center

1. グローバル教育センターの取り扱い業務について

■ グローバル教育センターの業務内容

本学ではこれまで多くの留学生が入学し、充実した留学生活を送っています。

留学生の皆さんが充実した留学生活を送っていただくために、グローバル教育センターでは、入学前の準備段階から、在学中、そして卒業後の進路決定まで、安心して学生生活を送れるよう、一貫した「留学生サポートプログラム」を整えています。各段階に応じてきめ細かな支援を行い、留学生一人ひとりを継続的にサポートします。

グローバル教育センターでは、みなさんからの相談を随時受け付けています。特に、次のような内容については、まずグローバル教育センターに相談してください。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 在留手続きに関すること | (6) 経済的な問題に関すること |
| (2) 資格外活動（アルバイト）に関すること | (7) 留学生会に関すること |
| (3) 授業料に関すること | (8) 住居に関すること |
| (4) 国民健康保険に関すること | (9) その他、学業や生活上の悩みなど |
| (5) 奨学金に関すること | |

■ 場所

グローバル教育センターは、中央会館 2 階にあります。

■ 窓口時間

諸手続や各種相談を行う際の窓口での取扱時間は次のとおりです。時間を守って利用してください。

なお、休業期間中は時間を変更することがあります。

月～金曜日：9:00～17:00

電話番号（直通） 092-673-5588

e-mail:kokusai@ip.kyusan-u.ac.jp

グローバル教育センター HP <https://www.cia.kyusan-u.ac.jp/>



2. グローバル教育センターからのお知らせ方法について

（掲示板・グローバル教育センターホームページ・K'sLife）

奨学生募集、留学生関連行事の案内などは、グローバル教育センターの掲示板やK's Lifeの連絡通知によって行います。みなさんは、掲示板やK's Life、グローバル教育センターホームページを見て、大事な情報や配付書類などがないか確認してください。確認を怠ると不利益を被ることがありますが、もしそうであっても大学は責任を負いません。

3. 在留資格の確認について

みなさんが留学生として扱われるのは、在留資格が「留学」であるからです。そのため、在留資格の確認ができないと、留学生に対する様々なサポート（授業料減免、奨学金の申込、留学生科目の履修など）を受けられません。

グローバル教育センターでは毎年度初めの 4 月に、皆さん全員の在留資格の確認を行っています。必ず指示に従って在留資格の確認を受けてください。また、在留資格の変更や期間更新の手続き中の方は、速やかにグローバル教育センターに申し出てください。

4. 留学生情報について

グローバル教育センターでは、みなさんに留学生情報を専用のアプリ（Microsoft）Forms にて登録してもらいます。

情報登録は、グローバル教育センターからみなさんに緊急の連絡等をする際にとっても重要なものです。

例えば、連絡先が変わったにも関わらずグローバル教育センターに届け出をしていないと、電話による緊急連絡や大事な郵便物の送付等ができなくなり、皆さんが困ることになります。また、長期間連絡が取れない場合は、行方不明者として福岡出入国在留管理局（以下「出入国在留管理局」という。）に通報することがあります。

このため、本人および母国の家族の住所、電話番号(携帯電話を含む)等の連絡先、保証人の変更等があった場合は、必ずグローバル教育センターにお知らせください。また、K's Life の学籍情報（本人・保証人の住所、携帯電話番号等）の変更は各自でK's Lifeにて変更可能です。保証人を変更する場合は、グローバル教育センターにて手続きを行ってください。授業料減免の申請、奨学金応募等に際しては、本人および母国の家族の住所、電話番号が正確に登録されていることが条件です。

※ 母国の家族への連絡について

留学生の学業状況は、母国のご家族に通知することがあります。みなさん自身も自分の学業状況等を普段からご家族に報告するように心がけてください。

5. 「一時帰国届」について

みなさんが大学に連絡することなく長期にわたって母国に帰国すると、大事な連絡ができなくなります。

そこで、一時帰国をする場合は、必ず事前にグローバル教育センターに「一時帰国届」を提出してください。

同時に、クラス担任、ゼミ・卒業研究担当の先生方にも同様の説明をする必要があります。

また、帰国日の変更がある場合などは、速やかにグローバル教育センターに連絡してください。

6. 留学生行事について

グローバル教育センターでは、みなさんに充実した留学生生活を送ってもらうため、様々な行事を随時開催して催しています。在留生活上とても重要な説明を行うものもありますので、K's Life の通知や掲示板、留学生会公式Instagram等をよく確認し、見落とすことのないようにしてください。

※留学生行事には、積極的に参加しましょう。



異文化研修（バスハイク）（5月）



留学生日本語弁論大会（11月）



香椎祭（11月）



東長寺節分大祭（2月）

7. グローバルプラザについて

グローバルプラザは、日本人学生と留学生が交流でき、互いの文化に対する理解を深め合うことができる貴重な場所です。

国際交流を目的としたイベントを多数行っており、日本人学生と留学生が友好を深めるきっかけの場として活用されています。みなさん、気軽に利用してください。

グローバルプラザで行われる各種イベント

- ・留学フェア
- ・多国籍文化祭
- ・協定校との交流会
- ・ホームカミングデー 等



留学フェア（年2回）



協定校との交流（随時）



多国籍文化祭（10月）



ホームカミングデー（3月）

■ 場所

グローバルプラザは2号館1階の円形ホールにあります。

■ 開館時間

●10:30～16:30 月～金曜日（土日祝日は除く）

（授業実施の場合は閉館）

※大学休業期間中は閉館しています。

電話番号（直通）092-609-9451

Chapter 2

日本在留の手続きに関すること Immigration Procedure

1. 在留資格に関する手続き

入管法（出入国管理および難民認定法の略称）において在留資格に関する手続きには、在留資格の変更、在留期間の更新、資格外活動の許可に関することなどがあります。福岡市内に居住している場合、これらの手続きはすべて出入国在留管理局(所在地については 18 ページで確認してください。)で行ってください。これらの手続きを行わず、また、定められたルールに違反すると、退去強制処分の対象となり、日本にいらなくなります。必要な手続きや守るべきルールをよく覚え、間違いのないようにしてください。

■ 在留資格「留学」への変更

入学前に「留学」以外の在留資格によって在留していた場合は在留資格を「留学」に変更する必要があります。「留学」の在留資格を取得しなければ、授業料減免の申請、奨学金等への応募ができなくなります。

※ 個人の事情により在留資格を「留学」に変更しない学生は、必ずグローバル教育センターに申し出てください。なお、「留学」以外の在留資格で本学に在籍する学生は、留学生として取り扱いません。

※ 大学入学の際に「留学」の在留資格を有した後、結婚、その他の事由により、「留学」以外の在留資格に変更申請をする場合は、必ず、事前にグローバル教育センターに相談してください。

在留資格変更申請に必要な書類は次のとおりです。

（「留学」以外の在留資格から留学に変更する場合）

通常は下記 (1)～(6) の書類等で申請できます。ただし、あなたの申請が出入国在留管理局の審査で「個別案件」となった場合は、下記 (8) の追加書類の提出を求められることがあります。

- (1) 在留資格変更許可申請書（申請人等作成用・所属機関等作成用）
- (2) 写真 1 葉
- (3) 各種確認書（申請人等作成用）
- (4) 提出書類一覧表（適正校(クラス I 又はクラス II)である旨の通知を受けた大学）
- (5) パスポート（提示のみ）
- (6) 在留カード（提示のみ）
- (7) 手数料 6,000 円（オンライン申請の場合は5,500円）

〈 個別案件の場合の追加書類 〉

- (8) 在留中の一切の経費支払い能力を証明する資料（預金通帳、奨学金受給証明書等）

※ただし、申請人以外の者が経費を支払う場合の詳細は、出入国在留管理局に問い合わせください。

■ 在留期間の更新

「留学」の在留資格を有して日本に在留を許可される期間は4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月です。

この在留期間は、所定の手続により延長することができます。在留期間満了の3ヶ月前から手続きできますので、早めにグローバル教育センターにて在留期間更新手続を行ったのち、出入国在留管理局で手続きをすませてください。在留期間満了日を一日でも過ぎると「不法残留」とみなされ、退去強制手続きの対象になります。在留期限を「忘れていた」や「錯覚していた」ということがないように十分に注意してください。

在留期間更新手続きに必要な書類と費用は次のとおりです。以下の書類を準備して、出入国在留管理局に申請してください。

※在留期間更新後、速やかにグローバル教育センターまで（更新後の）在留カードを提示してください。

- (1) 在留期間更新許可申請書 （用紙はグローバル教育センターにあります。また法務省のホームページからもダウンロードできます。所属機関発行の書類（2枚）も必要となりますので、グローバル教育センター窓口にて発行手続きを行ってください。
また、書類の発行には3～5日かかります。）
- (2) 写真 1 葉
- (3) 各種確認書 （申請人等作成用）
- (4) 提出書類一覧表 （適正校（クラスⅠ又はクラスⅡ）である旨の通知を受けた大学）
- (5) 在学証明書 （自動証明書発行機を利用してください）
- (6) 成績証明書 （自動証明書発行機を利用してください。ただし、年度末に発行する場合は、事前にグローバル教育センターに相談してください）
- (7) 在留中の一切の経費の支払能力を証明する資料（預金通帳、奨学金受給証明書等）
※ただし、申請人以外の者が経費を支払う場合の詳細は、出入国在留管理局に問い合わせください。
- (8) パスポート （提示のみ）
- (9) 在留カード （提示のみ）
- (10) 手数料 6,000 円（オンライン申請の場合は5,500円）



注意（在留期間の更新不許可）

近年、一部の留学生が在留期間更新を不許可、または在留期間を6月または1年などに短縮されています。

その理由の多くが、成績不良や資格外活動許可違反などを出入国在留管理局に指摘され、調査の結果「留学」の在留資格にふさわしくないと判断されたものです。

更新が不許可になった者は、出入国在留管理局の指導に従って速やかに帰国しなければなりません。

みなさんは、このようなことがないように、日頃から留学生としてふさわしい学業への取り組みを心がけてください。

2. みなし再入国許可

みなさんが母国へ帰ったり、日本を離れて他国へ旅行するときには、「一時帰国届」をグローバル教育センターに必ず提出してください。

有効な旅券および在留カードを所持する外国人が、出国する際、出国後1年以内に日本国での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなりました。（この制度を「みなし再入国許可」といいます）。出国する際に、必ず在留カードを提示してください。

みなし再入国許可により出国した留学生は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われることになりますので、注意してください。

なお、「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券を所持する場合も、みなし再入国許可制度の対象となります。

3. 資格外活動許可（アルバイト）について

留学生がアルバイトを希望するときは、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受ける必要があります。

許可を受けずにアルバイトを行ったり、また、アルバイトの時間や職種の制限に違反した場合は、出入国管理および難民認定法上の罰則の対象となります。

なお、悪質な違反と判断された場合、日本の法律で厳しい処罰を受け、退去強制となります。当然、大学側も退学等の厳しい処分をします。

出入国在留管理局およびグローバル教育センターの指示に従い、日本の法律を守ってアルバイトを行ってください。

■ 資格外活動許可の申請

資格外活動の許可については、各自で出入国在留管理局に申請をしてください。

- ・ 資格外活動許可申請書
- ・ 在留カード
- ・ パスポート

なお、資格外活動許可を受け、アルバイトを開始した際には、新年度オリエンテーションの際にFormsにて報告してください。

※資格外活動許可（アルバイト）には、時間数や内容の制限があります。制限内容等については16ページで確認してください。

「資格外活動許可申請書」

別記第二十八号様式(第十九条関係) 日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

資 格 外 活 動 許 可 申 請 書
APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT
PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

To the Director General of the 出入国在留管理局長 殿
Regional Immigration Services Bureau

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to
engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.

1 国籍・地域 _____ 2 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Nationality / Region _____ Date of birth _____ Year _____ Month _____ Day _____

3 氏 名 _____
Name _____

4 性 別 男・女 _____ 5 配偶者の有無 有・無 _____ 6 職 業 _____
Sex Male/Female _____ Marital status Married / Single _____ Occupation _____

7 居住地 _____
Address in Japan _____

8 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
Telephone No. _____ Cellular Phone No. _____

9 旅券 (1) 番 号 _____ (2) 有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Passport Number _____ Date of expiration _____ Year _____ Month _____ Day _____

10 現在に在留する資格 _____ 在留期間 _____
Status of residence _____ Period of stay _____

11 在留期間の満了日 _____ 在留カード番号 _____
Date of expiration _____ Year _____ Month _____ Day _____ Residence card No. _____

12 現在に在留活動の内容(学生にあっては学校名及び週間授業時間)
Present activity (for student: name of school, lesson hours per week)

13 他に従事しようとする活動の内容 _____
Other activity to engage in _____

(1) 職務の内容 _____
Type of activity _____

(2) 雇用契約期間 _____ (3) 週間労働時間 _____
Term of employment contract _____ Working hours per week _____

(4) 報酬 _____ 円 () 月額 _____ 週額 _____ 日額 _____
Salary Yes Monthly Weekly Daily

14 勤務先 _____
Place of employment _____

(1) 名称 _____
Name _____

(2) 所在地 _____ 電話番号 _____
Address _____ Telephone No. _____

(3) 業種 _____ 製造 _____ 商業 _____ 教育 _____ その他 _____
Type of business Manufacturing Commerce Education Others

15 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) _____
Legal representative (in case of legal representative)

(1) 氏 名 _____ (2) 本人との関係 _____
Name _____ Relationship with the applicant _____

(3) 住 所 _____
Address _____

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
Telephone No. _____ Cellular Phone No. _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 _____
Signature of the applicant (legal representative) / Date of filing in this form _____

年 _____ 月 _____ 日
Year _____ Month _____ Day _____

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention In case where descriptions have changed after filing in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

The date of preparation of the application form must be written by the applicant (legal representative).

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1) 氏 名 _____ (2) 住 所 _____
Name _____ Address _____

(3) 所属機関等 Organization to which the agent belongs _____ 電話番号 Telephone No. _____

■ 資格外活動（アルバイト）が許可される内容について

資格外活動が許可された場合でも、次の条件に合ったアルバイトしかできません。この条件に違反した場合は、資格外活動違反として出入国在留管理局による摘発の対象となります。摘発を受けた場合、退去強制等の厳しい処分を受けることになり、本学でも退学等の処分の対象とします。

（資格外活動の条件）

○ **全てのアルバイトの合計が1週間に28時間以内であること。**

※ ただし、学則に定める長期休業期間中は、1日8時間まで認められています。

（労働基準法により、週40時間以内）※休業期間についてはグローバル教育センターに問い合わせてください。

以下に記しているようなところでは、絶対にアルバイトをしてはいけません。

(1) 危険を伴うもの

- ・ プレス、ポール盤等自動機械の操作
- ・ 高電圧、高圧ガス等の危険物の取扱い
- ・ 自動車、バイクの運転
- ・ 線路内や路上での作業
- ・ 土木、水道工事等の現場作業
- ・ ヘルメット着用が必要とされる作業
- ・ 警備員

(2) 人体に有害なもの

- ・ 農薬、劇薬など有害な薬物の扱い
- ・ 高温度、低温度の作業、粉塵、有害ガス、騒音等の著しい中での作業

(3) 法令に違反するもの

- ・ 労働争議に介入するおそれのあるもの
- ・ 営利職業斡旋業者への仲介斡旋
- ・ マルチ・ネズミ講商法に関するもの
- ・ 出来高払い
- ・ 募集・採用対象の性別を限定しているもの
- ・ 募集・採用対象の人数を男女別に設定しているもの
- ・ 募集・採用対象にあたり、性別により異なる条件を付するもの

(4) 教育的に好ましくないもの

- ・ 不特定多数を対象とした街頭や訪問、電話による調査
- ・ 訪問販売、勧誘、専門に行う集金
- ・ 競馬、競輪場等、ギャンブル場内の現場作業
- ・ バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業
- ・ 長期継続の深夜作業
- ・ 選挙の応援に関する一切の業務
- ・ スパイ行為、興信所業務に関する調査

■ 資格外活動違反となる事例について

資格外活動違反となった事例を紹介しています。悪質な違反と判断されれば、日本の法律で厳しい処罰を受け、退去強制となります。当然、大学側も退学などの厳しい処分をします。

なお、この他にも資格外活動違反となることがありますので、アルバイトを行う前によく確認してください。

○事例 1

資格外活動許可を得てアルバイトを開始したが、実際の業務内容は軽トラックによる荷物運搬の運転助手業務であった。このアルバイトは、このまま続けてよいのか。

※本学では、学生がアルバイトを行うにあたり、①危険を伴う業務②健康を害する業務③教育上好ましくない業務などについては認めておりません。したがって、軽トラックによる運転助手業務は上記①の危険を伴う業務に該当するため、アルバイトを行うことはできません。

○事例 2

早く働きたかったので、資格外活動許可を得ずにアルバイトを始めた。資格外活動許可は後で得ればよいと思った。

※ 資格外活動の許可を得るまで、アルバイトはできません。許可を得てからアルバイトを始めてください。

○事例 3

アルバイトを2つかけもちでしており、アルバイトの時間の合計が1週28時間を超えてしまった。

※ 資格外活動が許可される時間は、あなたが行う全てのアルバイトの合計が1週28時間以内となります。アルバイトを合計した時間が1週28時間を超えないようにしてください。

(ただし、学則に定める大学の長期休業期間中は、1日8時間までアルバイトが可能です。)

○事例 4

お金をたくさんもらえると誘われたので、働くことを考えている。

※ 16 ページに記載されているアルバイトは、絶対にしてはいけません。特に法令に違反するものの中には、日本の法律によって厳しい処罰を受け、退去強制となることもあります。大学でも退学などの厳しい処分を行います。

○事例 5

現在の雇用主は自分の資格外活動許可証の確認をせず、時間や内容など、留学生の制限を無視した仕事をさせるが、自分が望んでやっているわけではないので、自分には何の責任もないと思った。

※資格外活動違反による摘発の対象は留学生だけではなく、雇用主が責任を問われることもあります。責任が明確になれば、雇用主も厳しい処罰の対象となります。

ただし、資格外活動はそもそも留学生自身の意思に基づき行っており、資格外活動違反になるようなアルバイト先を選ぶ必要はありません。よって、留学生も摘発の対象となります。

みなさんは、自分を守るため、雇用主が資格外活動のルールを理解していなければよく説明し、それでも理解を得られなければ、速やかにそのアルバイトを止めなければなりません。

4. 福岡出入国在留管理局の案内

〒 810-0073

福岡市中央区舞鶴 3 丁目 5 番 25 号 福岡第一法務総合庁舎 6 階
(福岡市地下鉄空港線「赤坂駅」1 番出口から徒歩約 7 分、約 500m)

審査管理部門 (TEL.092-717-7595)

受付時間：月～金曜日 9：00～12：00、13：00～16：00

※ 出入国・在留手続きに関する相談・案内の専用窓口

外国人在留総合インフォメーションセンター

〈福岡出入国在留管理局内〉TEL.0570-013-904 (IP 電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)

(1) 対応言語：英語・韓国語・中国語・スペイン語等

(2) 開設日：月曜日～金曜日（祝日と年末年始を除く）8：30～17：15

5. 「在留カード」の交付

「3 月」を超える在留期間の在留資格をもって日本に在留する人に交付されます。「在留カード」の記載内容は、顔写真のほか、氏名、国籍・地域、生年月日、性別、在留資格、在留期限、就労制限の有無などの情報です。

在留カードで記載事項に変更があったときには、住所関連情報を除き、出入国在留管理局の窓口で、変更の届けをしてください。

もし、在留カードを失くした場合は、再交付の申請を出入国在留管理局で行うことができます。

今までとの大きな違いは、自分の身分関係などに何か変化が生じたらすぐに出入国在留管理局に報告を行い、データを書き換えてもらわなくてはならないということです。

在留カードは常時携帯することが法律で義務付けられています。在留カードを携帯していなかった場合は 20 万円以下の罰金、提示に応じなかった場合は 1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金等に処せられることがあります。以上のことから留学生の皆さんは在留カードの携帯について、常日頃から十分に留意してください。

Chapter 3

授業料および学業に関すること

Tuition fee and course study

1. 授業料等の納付について

授業料等については、1 年次生の後学期以降、卒業（修了）までの間の、前学期と後学期の 2 回、送付先に郵送される「振込依頼書（納付書）」を使い、金融機関で納付します。**財務部窓口での納付はできません。**

※「振込依頼書（納付書）」は、通常、保証人の住所に送付されます。自分の住所への送付を希望する場合は、必ず K's Life により、「授業料等納付書送付先」の項目を、「本人宛」に変更してください。

■延納手続きについて

- (1) 授業料等が期限までに納付されない場合は、授業料未納による「除籍」となります。納付期限までに納付できない場合、早めにグローバル教育センターに相談してください。
- (2) やむを得ない事由により授業料等の延納を希望される場合は、財務部財務課窓口で所定の「修学費等延納願」を受け取り、必ず手続き期限までに財務部財務課に提出してください。

■2026 年度 授業料等納付スケジュール

学 期	月	通常の手続き	延納手続きに関する日程
前学期	4 月	[中旬] 「振込依頼書（納付書）」郵送	[上旬～21日（火）] 延納手続き期間
	5 月	[12 日(火)] 納付期限	
	6 月		[29日（月）] 納付期限
後学期	9 月	[中旬] 「振込依頼書（納付書）」郵送	[中旬～24日（木）] 延納手続き期間
	10 月	[13 日(火)] 納付期限	
	11 月		[27日（金）] 納付期限

2. 授業料減免について

本学では、学部・短期大学部および大学院の正規課程に在学中の経済的事由により修学が困難であると認められる私費外国人留学生に対して、授業料を減免することがあります。

■授業料減免の申請手続きについて

授業料減免の申請手続きは、グローバル教育センターが指定する期日（詳細は K's Life でお知らせします）までに、所定の「授業料減免申請書」その他の必要書類をグローバル教育センターに提出しなければなりません。

■授業料減免の実施について

授業料減免が認められた場合、**第 2 回分納時に授業料が減額されます。**したがって、第 2 回分納時には減免額を除いた「振込依頼書（納付書）」が大学から送られて来ます。



注意

授業料減免を申請しない者、また、申請しても、成績不良者、経済的事由により修学が困難であると認められない者、修業年限を越えて在学する者および休学している者等は授業料減免の対象となりません。

※経済的事由により修学が困難であると認められる者

- (1) 仕送り（学費は含まない）の平均月額が 90,000 円以下である者
- (2) 在日している扶養者がいる場合、その年収が 500 万円未満の者

■ 授業料減免の取消しについて

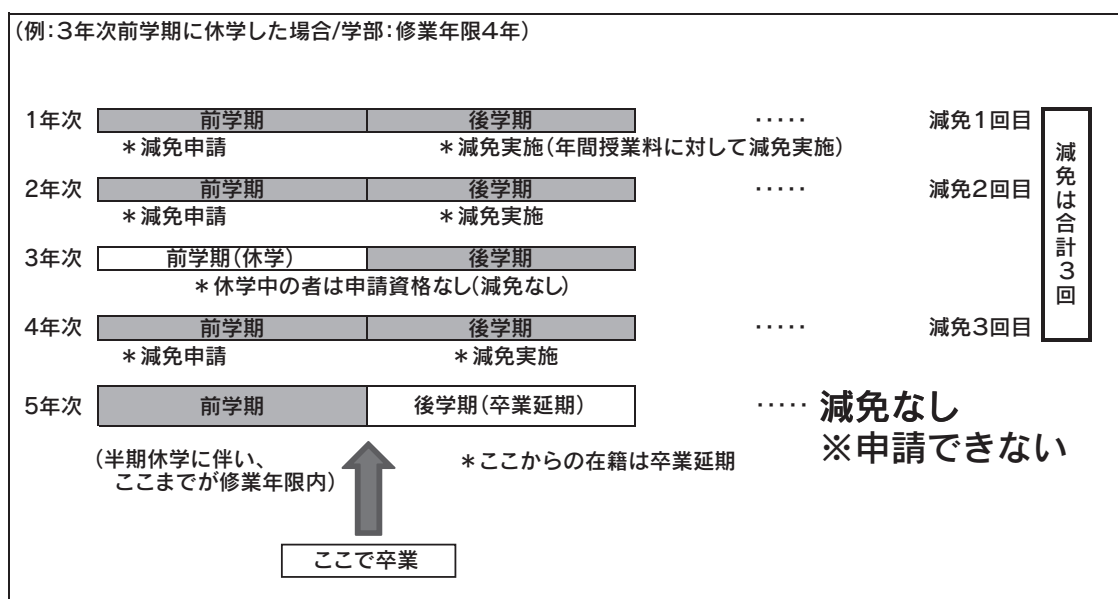
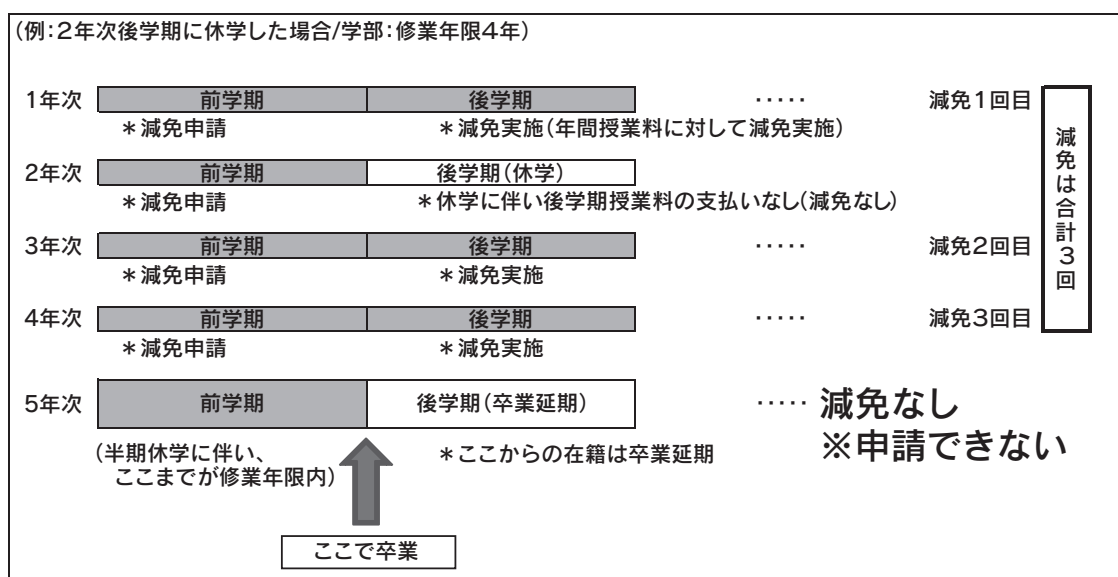
授業料減免を受けた留学生在が次のいずれかに該当するときは、減免を取消す場合がありますので十分留意してください。

- (1) 学則に基づき懲戒処分を受けたとき（定期試験不正行為など）
- (2) 申請書類の重要な箇所に虚偽の記載があったと判明したとき
- (3) 在留資格を「留学」から変更したとき
- (4) その他、本学の学生としてふさわしくない行為があったとき

※ 授業料減免を取消された留學生は、直ちに減免された授業料を納付しなければなりません。
納付しない場合は除籍処分となります。

■ 休学に伴う授業料減免の適用について

休学した年度は授業料減免の対象となりません。そのため、**半期休学をした方**については、授業料減免の適用回数が少なくなりますので、留意してください。



3. 休学・退学・除籍について

■休学について

病気その他の理由で、やむを得ず休学しなければならない場合は、まず、グローバル教育センターに相談してください。その後、教務部で手続きについて指示を受け、所定の期間内(2026年度は下表のとおり)に「休学願」および指示された添付資料等を提出しなければなりません。

2026 年度休学期間および「休学願」受付期間について

休学の種類	休学期間	休学願受付期限	修学費納付について
通年休学	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで	4 月 21 日まで	当該年度の修学費の全額を免除
前学期休学	4 月 1 日～9 月 13 日まで		前学期分の修学費を免除
後学期休学	9 月 14 日～翌年 3 月 31 日まで	9 月 24 日まで	後学期分の修学費を免除

なお、休学の際には、次のことに留意してください。

- (1) 休学期間中の修学費は免除されますが、在籍料および委託徴収金を、納付しなければなりません。
- (2) 「留学」の在留資格では**休学中は日本にいたることができません**。そのため、休学手続き後は**すみやかに帰国してください**。また、帰国が前提となりますので、資格外活動（アルバイト）はもちろんできません。
- (3) 休学許可書は、在留期間更新許可申請等に必要です。なくさないように大切に保管してください。
- (4) 休学することを必ず事前にご家族に報告してください。

■退学について

やむを得ず退学しなければならない場合は、事前にグローバル教育センターに相談してください。

その後、教務部で手続きについて指示を受け、「退学願」を提出してください。

4 月と 9 月退学には「休学願」受付期間と同様に提出期限があります。

なお、退学については、次のことに留意してください。

- (1) 原則として納付金を納めず退学することはできません。
- (2) 退学者の情報は、退学手続き完了と同時に出入国在留管理局に報告しています。
- (3) 退学したら、たとえ「留学」による在留期間が残っていても、早急に帰国もしくは他大学等への入学、または他の在留資格を取得しなければなりません。退学後、在留資格を変更することなく 3 ヶ月以上日本に滞在していた場合、出入国在留管理局による調査後、在留資格が取消され、退去強制等の処分を受けます。
- (4) 退学手続き完了と同時に、資格外活動の許可は取消されます。退学後、資格外活動（アルバイト）を行っていた場合、資格外活動違反で摘発を受けます。この場合、雇用主も処罰の対象となります。
- (5) 退学することを必ず事前にご家族に報告してください。

■除籍について

学則第 4 条に定める在学年限を超える場合や修学費を期限までに納付しない場合、または理由なく履修登録等の在籍に要する手続きを行なわない場合は、除籍となります。

なお、留学生に多いのは、修学費を期限までに納付せずに除籍となる場合です。除籍後に、「納付期限を忘れていた。大学を続けたい。」と相談に来る留学生がありますが、除籍の取消しはできません。修学費の納付期限にはくれぐれも注意してください。

また、除籍者の在留資格については、「退学について(2)～(5)」と同様の取り扱いとなります。

Chapter 4

日本語教育に関すること

Japanese language education

■ 留学生の日本語教育

留学生は、1年次で必ず日本語科目を履修します。入学時に行われる筆記テスト、及び面接の結果でレベル別に履修登録されます。指定されたクラス以外を履修しても単位にはなりません。また、1年次年末実施の筆記テストによるクラス分けにより、現在の自分のレベルに合ったクラスで履修を続けることができます。

- ※ 留学生は、日本語科目の単位を以って英語科目に振り替えることができます。
- ※ 国際文化学部国際文化学科の留学生（1年次）は、週2回の日本語科目に加えて、週2回の英語科目を履修する必要があります。
- ※ 2年次で英語科目を履修したい場合は、クラス分けのため1年次後学期末英語アチーブメントテストを受験する必要があります。
- ※ 留学生は、3年次までに「日本語能力試験N1」相当の日本語能力等を修得しなければ、4年次に進級することができません。
詳しくは学生便覧で確認してください。

1 年次	第1・2 クォーター	アカデミック日本語基礎 A		アカデミック日本語基礎 B	
		アカデミック・ライティング の基礎を身につける		アカデミック・リスニング及びプレゼンテーション の基礎を身につける	
	基本的な文章表現の技術、論理的な展開方法を確認する。そして、論文の構成、論点のまとめ方を学ぶ。また、データや資料を用いて具体的な論拠を示し、意見を他者に説得力をもって伝えられる論理的な構成で 1500 ～ 2000 字程度のレポートを作成する。		講義や発表を単に聞くだけではなく、概要をつかみ、話の構成を考えるためにメモをとったり、要約を書いたりする能力を養う。また、テーマについてディスカッションし、発表の表現、PowerPoint の使い方を学び、自分の意見をわかりやすく相手に伝える能力を養う。		
	第3・4 クォーター	アカデミック日本語Ⅰ（読む・書く）		アカデミック日本語Ⅰ（聞く・話す）	
アカデミック・リーディングの 基礎を身に付ける		アカデミック・リスニングの 基礎を身に付ける			
		N1 レベルの短文・中文・長文、評論などの文章を読み、要点把握、論理構造の理解、筆者の主張とその根拠を分析する活動を行う。また、必要な情報を検索し取捨選択する読解練習を行う。読解内容を基にした要約や、自分の考えを根拠とともに相手に分かりやすく伝える。		N1 レベルの語彙・文法・表現を活用しながら、テーマについて、情報を正確に聞き取り、要点を整理した上で、自分の考えを論理的かつ適切な日本語で表現する力を養うことで、大学での学修に必要な「聞く・話す」能力を身につける。	
2 年次	第1・2 クォーター	アカデミック日本語Ⅱ（読む・書く）		アカデミック日本語Ⅱ（聞く・話す）	
		アカデミック・ライティングの 能力を身に付け		アカデミック・リスニングの 能力を身に付ける	
	1 年次で学んだ「アカデミック日本語Ⅰ（読む・書く）」に引き続き、N1 レベルの中長文、評論・解説、社説など抽象性・論理性のある文章を読み、要点把握、論理構造の理解、筆者の主張とその根拠を分析する。また、読解内容を基にした要約や、自分の考えを根拠とともに相手に分かりやすく伝える。		1 年次で学んだ「アカデミック日本語Ⅰ（聞く・話す）」に引き続き、N1 レベルの語彙・文法・表現を活用しながら、テーマについて、情報を正確に聞き取り、要点を整理した上で、自分の考えを論理的かつ適切な日本語で表現する力を養うことで、大学での学修に必要な「聞く・話す」能力を身につける。		
	第3・4 クォーター	実践アカデミック日本語 （読む・書く）	実践アカデミック日本語 （聞く・話す）	ビジネス日本語	
アカデミック・リーディングの 能力を発展させる		アカデミック・リスニングの 能力を発展させる	高度な日本語運用能力を身につける		
		「アカデミック日本語Ⅰ・Ⅱ（読む・書く）」で培った読解力・文章表現力を基盤とし、日本語能力試験 N1 レベルの語彙・文法・読解内容を活用しながら、より実践的なアカデミック日本語運用能力を育成する。	「アカデミック日本語Ⅰ・Ⅱ（聞く・話す）」に引き続き、日本語能力試験 N1 レベルの語彙・文法・表現を活用しながら、実践的な聞く・話す能力を向上させる。	N1 レベルの語彙・文法・読解内容を取り入れながら、実際のビジネス場面で必要とされる日本語運用能力の習得を目指す。ビジネスメール、報告書などを用い、N1 で求められる抽象的表現や論理的構成を意識した読解練習を行う。さらに、必要な情報を正確に読み取り取捨選択する力、状況や相手に応じて自分の考えを適切に伝える力を養成する。	
3 年次	第3・4 クォーター	グローバル日本語			
		「ビジネス日本語」で身につけた N1 レベルの語彙・文法・読解力を基盤とし、ケース学習を取り入れながら、実際の事例や疑似ケースを用いて、必要な情報を検索・取捨選択し、状況や立場の違いを踏まえた状況理解・判断を行う。また、自分の考えや提案を論理的かつ適切な日本語で発信する力を養成する。今までに培った高度な日本語理解力を実践的・応用的に活用する。			

留学生の日本語の流れ

1 年次

4月2日（木）留学生の日本語クラス分けテスト（J-CAT）



4月2日（木）以降 留学生の日本語クラス分け面談



4月6日（月）クラス分け発表 K's Life にログインし、時間割を確認してください。



履修登録

指定されたレベルのクラスで「アカデミック日本語基礎 A」「アカデミック日本語基礎 B」が第 1・第 2 クォーターに登録されていることを確認してください。※週 2 回の授業となります。

⚠ 注意：指定以外のクラスに出席しても単位は修得できません。
また、指定された日本語科目を削除してしまった場合、学生個人では再登録できませんので、履修登録変更期間中に語学教育研究センター窓口で手続きを行ってください



第 1・2 クォーター授業

アカデミック日本語基礎 A



（セット履修）

アカデミック日本語基礎 B



面談実施

第 1・2 クォーターの成績及び面談で第 3・第 4 クォーターのクラスが変更となる場合があります。



第 3・4 クォーター授業

アカデミック日本語 I（読む・書く）



（セット履修）

アカデミック日本語 I（聞く・話す）

⚠ 注意：第 3・4 クォーターの履修登録について
第 1・2 クォーターの成績及び面談の結果で第 3・4 クォーターのクラスが変更となる場合があります。

2 年次

第 1・2 クォーター授業

アカデミック日本語 II（読む・書く）

アカデミック日本語 II（聞く・話す）

⚠ 注意：2 年次第 1・第 2 クォーター
「アカデミック日本語 II（読む・書く）（聞く・話す）」
は、指定されたレベルのクラスを履修してください。

第 3・4 クォーター授業

実践アカデミック日本語（読む・書く）

実践アカデミック日本語（聞く・話す）

ビジネス日本語

3 年次

第 3・4 クォーター授業

グローバル日本語

■ 日本語資格取得対策講座

— N1対策講座・BJTビジネス日本語能力試験対策講座/ビジネス日本語講座 —

日本での進学・就職を目指す留学生を対象に、日本語能力をさらに伸ばすための特別講座を毎学期開講しています。

「日本語能力試験（JLPT）N1に合格したい」「日本企業で通用する日本語を身につけたい」など、留学生一人ひとりの目標に合わせて、実践的な日本語学習の機会を提供しています。

N1対策講座（前学期・後学期）

”日本での就職に一番有効な資格”です。語彙・文法・聴解をメインに学び、解説を丁寧に行います。

【対象者】 JLPT N2レベル以上の留学生（N1合格を目指す学生）

【講座内容】 語彙・文法・読解・聴解の総合対策、出題傾向に沿った問題演習、苦手分野の強化・個別アドバイス など

BJTビジネス日本語能力試験対策講座（前学期）

BJTビジネス日本語能力試験の問題を解き、また解くために必要なスキル向上を目指します。

【対象】 将来、日本での就職を希望する留学生

【内容】 BJT問題演習、仕事で使う日本語表現（敬語・クッション言葉など）、ビジネスメールの書き方など

ビジネス日本語講座（後学期）

日本企業でよく使われる表現やマナーを、ロールプレイ（実践練習）を交えながら学びます。

「丁寧な日本語が難しい」「敬語が不安」「ビジネスメールが書けない」といった悩みを一つずつ解消し、実際の場面で使える日本語力を身につけることができます。

【対象】 将来、日本での就職を希望する留学生

【内容】 電話応対・来客対応などの実践練習、面接での受け答え、自己PRの表現方法 など

※上記3つの講座の開講、受講申込については、K's Life、掲示板等でお知らせします。

Chapter 5

就職支援に関すること

Employment support

1. 就職支援

(1) 日本での就職活動スケジュール

日本の就職活動はスタートが早いです。1年次生からの準備が内定につながります！

1年次生	日本語能力試験（JLPT）への挑戦（N2・N1など）
2年次生	日本語能力試験（JLPT）への挑戦（N1、BJTビジネス日本語能力試験など） インターンシップやボランティアへの参加
3年次生	自己分析・業界研究 インターンシップ参加 エントリーシート（ES）・履歴書の準備 企業説明会への参加
4年次生	企業へのエントリー・面接 内定獲得 → 在留資格（就労ビザ）への変更手続き

※日本の就職活動は早く始まります。「日本語＋情報収集＋行動」を1年次生から意識しましょう。

(2) キャリア支援センターを活用しよう！

キャリア支援センターでは、留学生向けの就職支援も行っています。

個別相談、履歴書・エントリーシートの添削サポート、面接練習（日本語表現・マナー指導）

就職ガイダンス・合同企業説明会の開催、留学生向けの就職支援説明会（ハローワーク職員による説明会）などを行っています。

毎月第4木曜日の12時30分から14時には、学部・大学院の留学生を対象に就職相談会を実施しています。各種イベントの案内や在留資格についての相談もできますので、たくさん活用してください。

(3) 内定が出なかった場合：「特定活動」ビザについて

卒業（修了）時点で就職先が決まっていない留学生は、在留資格「特定活動」を利用して、卒業後も日本で就職活動を続けることができます。

対象：卒業（修了）予定の留学生で、就職活動を継続する人

期間：原則6か月（条件を満たせば1回のみ更新が可能）

注意点：

- ・大学の推薦状が必要
- ・就職活動を行っている実績が必要

※対象者には、1月～2月頃に説明会を実施します。

詳細はグローバル教育センターへご相談ください。

Chapter 6

生活に関すること

Student life

1. 国民健康保険・国民年金について

■ 国民健康保険とは何か

国民健康保険は、病気やけがをしたときに、国、地方自治体および個人が医療費を分担し、経済的に心配することなく診察や治療が受けられる医療保険制度です。

国民健康保険に加入していれば、病気やけがをして医療機関で治療を受けた時の治療費は、掛かった金額の3割負担で済むことになります。

もし、日本に来て国民健康保険に加入していなかった場合は、来日した時期に遡って保険料金を支払わないといけません。

日本に3ヵ月以上滞在するすべての留学生は、国民健康保険に加入することが義務付けられています。国民健康保険加入手続きを区役所、市役所、町役場の国民健康保険担当課で行なってください。

留学生のみなさん、必ず、国民健康保険に加入しましょう。

※国民健康保険は加入した本人しか使用できません。他人に貸したり、譲り渡したりすることは法律で強く禁じられています。

■ 保険加入の申請

保険加入の申請は、居住地の区役所または市役所で受け付けています。申請に必要な書類は次のとおりです。

(1) 在留カード (2) 印鑑 (3) 学生証 (4) マイナンバーが確認できる書類（個人番号カード・通知カード）

■ 国民健康保険料金の減額について

無所得の外国人留学生に対して国民健康保険料金の減額が行われています。居住地の区役所から送付されてくる「国民健康保険所得報告書」に必要事項を記入して区役所に提出することにより、年間で最高70%までの減額が認められます。

なお、減額は「7-3 月期、国民健康保険料納入通知書」により通知されます。

■ 国民年金とは何か

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入しなければなりません。留学生も対象になります。保険料の納付が困難な学生には、学生納付特例制度や免除制度がありますので、区役所または年金事務所で加入の手続きを行うと同時にこの制度の申請も行うと良いでしょう。申請には学生証・在留カードの提示が必要です。

2. 交通安全について

■ 自動車、バイクの利用について

日本で自動車やバイクを運転する際には、交通安全のために守らなければならないルールがあります。これらのルールが守られないと事故の原因となり、また、ルールを守らなかった者は、罰金や懲役刑等の対象となります。事故により悲惨な人生となる場合がありますので、自動車やバイクの運転は極力しないでください。

留学生のみなさんは、次に示す事柄に特に注意するとともに、日本の交通ルールやその他の関連諸規則等をよく学び、違反しないようにしてください。

- 自動車およびバイク（原動機付自転車含む）を運転する場合には、必ず有効期限内の運転免許証を所持していなければなりません。
- 自賠責保険の有効期限が切れている自動車およびバイクは運転できません。
- 自動車は、シートベルトを着用し、バイクはヘルメットを着用しなければなりません。
- 飲酒運転は絶対にしてはいけません。また、同乗者も、どちらも厳しく処罰されます。

■ 自転車の利用について

自転車は車両です。交通ルールを守り、自転車を安全に利用しましょう。

- 自転車保険への加入 (2020 年 10 月 1 日から義務化となっています。)
- 夜間のライト点灯
- ブレーキを備えていない自転車の運転禁止
- 飲酒運転の禁止 (違反者は罰則の対象)
- 傘をさしながらの運転禁止
- 音楽を聞きながらの運転禁止
- スマホを操作しながらの運転禁止 (違反者は罰則の対象)
- 乗車用ヘルメット着用 (2023 年 4 月 1 日から努力義務となっています。)

■ 交通事故について

福岡県内の 2025 年 12 月末現在における交通事故の発生件数は、17,368 件で、交通事故による死者数が 85 人、負傷者数が 22,016 人に及んでいます。

自動車、バイクおよび自転車等を運転する場合に細心の注意を払うのは当然のことですが、歩行中であっても、交通ルールを守り、交通事故に遭わないように注意してください。

■ 交通事故への対応について

(1) 事故が発生した場合の手順について

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ① 被害者の救護措置をする。(人身事故の場合) | ④ 保険会社に連絡をする。(契約代理店等) |
| ② 警察に連絡をする。(110 番) | ⑤ 保証人に連絡をする。 |
| ③ 警察に事故届を出す。(被害者の場合は被害届を出す) | |

※ 大学への連絡について

事故が起きた場合は必ず大学のグローバル教育センター [(092) 673-5588] に連絡してください。特に入院等によって授業や試験を受けられず、不利益を被ることがありますので注意してください。

(2) 保険への加入について (自賠責保険と任意保険について)

交通事故は誰にでも起こる可能性があり、その被害は悲惨なものになることが多く、賠償しなければならぬ金額も多額なものになります。

このため、日本で車やバイクを運転する場合は自賠責保険と任意保険に加入する必要があります。

自賠責保険とは、自分が事故の加害者となった場合に被害者を救済するための保険で、加入が義務づけられており、加入していない者には法律に基づく罰則があります。

自賠責保険による補償内容は次のとおりです。

(自賠責保険の支払限度額)

死 亡 ... 3,000 万円まで 傷 害 ... 120 万円まで

介護を要する後遺障害 ... 1 級 : 4,000 万円まで 2 級 : 3,000 万円まで

それ以外の後遺障害 ... 1 級 : 3,000 万円～ 14 級 : 75 万円まで

日本では、相手を死亡させ、または重い後遺障害が残るようなけがをさせてしまった場合、多額の賠償を求められます。この場合、自賠責保険の支払限度額では全てを補償できないことがあります。また、物品を破損した場合の補償ありません。

このように、自賠責保険だけでは実際の損害額を全て補償するのは困難です。不足分は加害者本人が負担しなければなりません。そのため任意保険に加入することがとても重要となります。

任意保険とは、自賠責保険だけでは対応できない補償のために任意に加入する保険です。加入金額は自賠責保険より高額ですが、対人賠償保険(相手の死亡・けが等への賠償)の支払限度額を無制限とすることができます。また、対物賠償保険(相手の車等を破損した場合の賠償。支払限度額を無制限にすることが可能。)等の各種保険を選択できます。

任意保険に加入していれば、事故を起こした際の経済的負担を大幅に減らすことができます。保険料も、対人および対物補償だけならあまり高くありません。(原付バイクなら年額4万円以内で十分加入できます。)車やバイクを運転する留学生は、必ず任意保険に加入してください。

なお、任意保険に関する詳細は、各保険会社に問い合わせてください。

3. 犯罪に巻き込まれないために

インターネットやチラシ、知人などから“簡単にお金を稼げるアルバイト”“短期で高額なアルバイト”“海外で高収入あり”などSNSでの誘いから安易な気持ちで引き受けた多数の留学生が、全国で逮捕されています。

このアルバイトとは、次のようなものです。

- 他人のクレジットカードを使って、ネットショップで電化製品等を購入する
- 宅配便で届いた品物を、受取人になりすまして、受け取る
- 他人のキャッシュカードで現金を引き下ろす

これらの行為は全て犯罪行為であり、日本国の法律に基づき厳しく処罰されます。

留学生のみなさんは、このような犯罪に巻き込まれないように、「簡単にお金を稼げるアルバイト」といった甘い誘いには絶対に応じないでください。

また、このようなアルバイトに誘われた場合は、直ちに、最寄りの警察(110番)へ通報してください。

その他にも、次のような行為は色々な犯罪に利用されていますので、絶対にしないでください。

- 携帯電話、銀行の通帳やキャッシュカードを人に売る
- 人のために携帯電話や銀行の口座を契約する
- 在留カードを他人に貸す

4. 住所が変わったとき

住所が変わった場合は、14日以内に区役所などで、変更後の住所を登録しなければなりません。必要な届出が遅れたり、虚偽の届出をした場合は、「在留資格の取り消し」となる可能性がありますので、注意してください。

また、大学への届出も必要になりますので、各自でK's Lifeから住所変更の申請を行ってください。

Chapter 7

奨学金に関すること

Scholarship

1. 奨学金制度

現在、本学では、3種類の奨学金制度を設けています。また、グローバル教育センターでは学外各種団体への応募の受付を行っています。奨学金の応募については、すべて掲示板でお知らせしますので、希望者は必ず掲示板を確認しておいてください。

※ 奨学金についてわからないことがあればグローバル教育センターに問い合わせてください。

■ 九州産業大学の奨学金

○外国人優秀学生奨学金

経済的に修学困難な2年次生以上の留学生の修学を支援するために設けられたものです。

○同窓会楠風会育英奨学金

同窓会楠風会が経済的に修学困難な在学生の生活を支援し、社会に有用な人材を育成することを目的としたものです。

○大学院奨学金

研究意欲が旺盛であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者で、経済的に修学困難と認められる大学院生を支援するために設けられたものです。

本学のおもな奨学金と採用実績

名 称	月額 (給付期間)	募集時期	対象年次	2025 年度 採用実績
外国人優秀学生奨学金	30,000 円 (1 年間)	6 月上旬	学 部：2 年次生以上	学 部：10 人
同窓会楠風会育英奨学金	20,000 円 (1 年間)	9 月中旬	学 部：4 年次生 大学院：九産大卒業生	学 部：6 人 大学院：2 人
大学院奨学金	30,000 円 (1 年間)	5 月下旬	大学院：全学年	大学院：5 人

※ 大学院奨学金については、5 月に配信される K's Life 通知を確認してください。

なお、受付窓口は学生部厚生課です。

■ 各種団体の奨学金

学外から依頼される各種団体奨学金についても、グローバル教育センターでとりまとめて募集し、応募受付を行っています。

学外のおもな奨学金と採用実績

名 称	月 額	給付期間	募集時期	2025 年度 採用実績
(公財) 瀏上育英会奨学金	50,000 円	2 年間 1 年間	3 月中旬 3 月中旬	学 部：2 人 学 部：0 人
(公財) 吉川育英会奨学金	50,000 円	2 年間	3 月下旬	—
JEES 留学生奨学金（日本語修学支援）	50,000 円	1 年間	5 月上旬	学 部：2 人 大学院：1 人
文部科学省外国人留学生学習奨励費	48,000 円	1 年間	4 月上旬	学 部：1 人 大学院：0 人
文部科学省外国人留学生学習奨励費 （追加 6 ヶ月）	48,000 円	6 ヶ月	9 月中旬	学 部：2 人 大学院：0 人
留学生育英奨学金	※年額 300,000 円	1 年間	4 月下旬	学 部：1 人
	※年額 500,000 円		4 月中旬	学 部：0 人
留学生育英奨学金 （10月開始）	※年額 250,000 円	6 ヶ月	8 月上旬	大学院：1 人
福岡市国際財団奨学金	※年額 600,000 円	在籍課程 修了まで	4 月中旬	学 部：3 人 大学院：0 人
福岡アジア留学生里親奨学金	20,000 円	1 年間	5 月中旬	学 部：3 人
福岡アジア留学生里親奨学金 （追加6ヶ月）	20,000 円	6 ヶ月	5 月中旬	学 部：1 人
(公財) ロータリー米山記念奨学金	学部 100,000 円 大学院 140,000 円	課程・学年に より異なる	9 月中旬	学 部：0 人 大学院：0 人
(公財) 平和中島記念奨学金	学部 100,000 円 大学院 120,000 円	1 年間	9 月中旬	学 部：0 人 大学院：1 人
(財) 田坂育英基金	50,000 円	1 年間	11 月初旬	学 部：0 人

※各種奨学金の募集時期は、昨年の実績を載せていますが、奨学金団体の事情により、募集時期が若干変更されたり、また募集休止となることもあります。

2. 奨学金応募時の留意事項

奨学金には採用区分で見ると大きく分けて、次のような種類があります。

- (1) 本学に受給者の推薦者数が依頼されているもの
(学習奨励費、他)
- (2) 本学に受給者の推薦者数が依頼されていないもの
(田坂育英奨学金、他)
- (3) その他 (自由応募)

各種奨学金の募集案内などは、随時 K'sLife の連絡通知および掲示板、グローバル教育センター HP にてお知らせします。

■ 応募に際して

- (1) 奨学金の 1 つに決定した者 (応募中であり結果が出ていない者を含む) は、他の奨学金に応募することができません。
- (2) 次年度から受給の奨学金については、前年度における奨学金受給の有無に関係なく応募できます。(但し、同時期に複数の奨学金に応募することはできません)
- (3) 学部の 1 年次生は、奨学団体からの推薦依頼があり、且つ 2 年次生以上の応募者が推薦依頼数に満たない場合を除き、原則として応募・推薦できません。
- (4) 代理の者による応募は一切受け付けません。
- (5) 奨学金により必要な場合、面接を実施することがあり、面接に欠席した場合、理由の如何を問わず、選考の対象外になることがあります。

■ 推薦者の決定について

奨学金の推薦者については、応募者の中から各奨学金の選考基準に基づき所管の委員会において公正かつ慎重に決定されます。

■ 選考基準等について

応募者の推薦にあたっては下表の選考基準・方法が適用されます。(2025 年度実績)

区分	在籍課程	選考基準
学部	1 年次	入試成績、日本留学試験成績、その他
	2 年次以上	学部成績、交流活動実績、その他
大学院	博士前期課程 1 年次	入試成績、学部成績、その他
	博士前期課程 2 年次	入試成績、博士前期課程 1 年次の成績、その他
	博士後期課程 1 年次	入試成績、博士前期課程成績、その他
	博士後期課程 2 年次以上	入試成績、博士前・後期課程成績、その他

※ 従来から選考方法として、学業成績に、学部・学科、研究科の所属区分および応募人数^{あんぶん}に基づく按分、出身国・地域等の配分、経済的困窮度等の要素が加わることがあります。また、各奨学団体の要項に定める基準等や採用予定者数(内示数)等も、選考基準に反映されることがあります。

学部における交流活動実績については、前年度における留学生としての**学内行事、地域の行事、ボランティア活動への参加実績を参考にする場合があります。**

博士前期課程および博士後期課程については、学業成績等の比較が困難な場合、本学学部卒業生が優先されることもあります。

なお、学部 1 年次生、博士前期課程および博士後期課程 1 年次生で前年度研究生であった応募者の場合等、学業成績等が比較できないため、優先順位が下位になる場合があります。

■ 面接の実施について

奨学金の種類によっては、従来から学業成績に面接の評価点を加えて選考します。所管する委員会の委員によって面接を実施していますが、推薦者数や過去の採用実績等を総合的に判断し、応募者全員を面接の対象とする場合や、面接人数を制限することがあります。

■ 結果発表について

応募の結果については、採用、不採用にかかわらず、掲示又は直接本人宛に通知します。ただし不採用の理由などの問い合わせについては一切応じません。

3. 受給決定後の留意事項

- (1) 奨学金の受給が決定しても、その後、当該の奨学金の要項に定める取り消しの項目（退学、除籍、懲戒処分、在留資格の変更等）に該当する事態が判明した場合、奨学金の認定を取り消すことがあります。また、その場合、既に給付した奨学金の返還を求めることがあります。
- (2) 奨学金の要項に定める義務（定期報告等）を怠り、改善の見込みがない場合、年度途中においても奨学金を取り消すことがあります。
- (3) 大学もしくは、大学から推薦される学外の奨学金については、原則として重複受給は認めません。ただし、大学からの推薦を必要としない自由応募による奨学金については、その限りではありません。
- (4) 受給決定後に、追加推薦者の募集やその他の事情により受給奨学金を変更することがあります。

Chapter 8

留学生会に関すること

KSU International Students Union

1. 留学生会について

■ 留学生会とは

九州産業大学では、遠く母国を離れた留学生同士が国境を越えて友好を深め、勉学に励み、また国際交流に寄与することを目的として、外国人留学生会が組織されています。留学生会は、留学生同士または日本人学生との間で親睦と友好を深めるため、様々な国際交流活動に取り組んでいます。

留学生会が今後発展し、有意義な活動を行っていくためには、留学生の皆さん一人ひとりの積極的な参加が必要です。留学生会の活動は、皆さんにとって大変意義深い体験になると思います。皆さんが留学生会の活動に熱心に取り組まれることを期待しています。

■ 留学生会役員について

留学生会では、会の運営のため、留学生会規約第10条(役員会)により、会長1人、副会長2人、総務2人、会計1人、体育委員1人を選出することが定められており、年度初めの留学生会定例総会において選出されています。

留学生会役員は、本学留学生の代表として、留学生会行事の企画・運営、他大学の留学生会や福岡県留学生会での話し合いへの参加などの活動を行う重要な立場であり、強い責任感と行動力が求められています。

皆さんには、留学生会役員の重要な役割と責任を理解するとともに、本学留学生の中心的存在として留学生会を担う素晴らしい人材が出てくることを期待しています。

なお、留学生会役員には次のような資質が求められています。

- (1) 留学生の代表としての責任感と献身的な姿勢、真面目さ
- (2) 1年を通して留学生会行事を運営していくための計画性
- (3) さまざまな行事を企画・実行していくための積極性
- (4) 他国・地域の出身者とも協力し、友好親善を深めることができる協調性
- (5) 国際交流に関する前向きな考え
- (6) 学業に対する真摯な取り組み

■ 会費について

留学生会は、会員である留学生の皆さんの会費によって運営されています。新入留学生の皆さんは、留学生会規約第6条に基づき、入学年に留学生会費(1,000円)を必ず納めなければなりません。なお、一度納めた会費は、返戻しません。

また、留学生会費は、5月中旬頃、留学生会役員が徴収します。



定例総会 (4月)



多国籍文化祭 (10月)



香椎祭 (11月)

② 留学生会規約

九州産業大学 留学生会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 九州産業大学に「九州産業大学留学生会」(以下「本会」という)を設置する。

(目的)

第2条 本会は、自治の精神に則り、会員相互の親睦と友好を深め、協力して学業に精進すると共に、大学及び地域社会と連携して学生主体の国際交流を推進し、もって国際親善に寄与することを目的とする。

(所在地)

第3条 本会は、事務所を福岡市東区松香台2丁目3番1号九州産業大学におく。

(事業)

第4条 本会は、新入留学生歓迎行事、学友会行事参加など第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、九州産業大学に在籍している外国人留学生(以下「留学生」という)を正会員とする。

2 本会は、九州産業大学を卒業した留学生を名誉会員とすることができる。

3 前二項の留学生は、研究生及び科目等履修生を除くものとする。

4 会員は、総会への出席及び本会の主催する事業に参加する権利を有する。

(会費)

第6条 本会の運営は、会員の会費その他をもって充当する。

2 会費は1,000円とし、会員は、これを入学時に一括して納付するものとする。

3 特別の事情が生じた時、臨時に会費を徴収することができる。

4 既納の会費は、返戻しない。

第3章 総会

(最高議決機関)

第7条 本会の最高議決機関は総会とする。

(総会)

第8条 総会は、本会の重要事項を審議決定する。

2 総会は、毎年4月末から5月始めに行うこととする。

3 臨時総会は、役員会が必要と認めた場合及び会員の5分の1以上から請求があった場合に召集しなければならない。

(総会の成立及び議決)

第9条 総会は、会員の5分の1以上の出席で成立し、議事は、別に定めがある場合を除き、出席会員の過半数で定め、賛否同数の時は議長が定める。

第4章 役員会及び役員

(役員会)

第10条 役員会は、会長1名、副会長2名、総務2名、会計1名、体育委員1名をもって構成する。

(役員の任務)

第11条 会長は、本会を統括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはこれを代理する。

3 総務は、本会の運営について立案・計画する。

4 会計は、本会の経理を掌握し、総会において会計報告をし、承認を得なければならない。

5 体育委員は、本会のスポーツ・レクリエーション活動について立案・計画する。

(役員の選出)

第12条 役員の選出は、総会において行う。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、1年とする。

第5章 会計

(会計)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の決算書は、会計年度終了後、会計が作成し、グローバル教育センター所長の監査を経て、次の年度の総会において会員の承認を得なければならない。

3 決算の結果、剰余金が生じた場合は、次の会計年度に繰越すものとする。

第6章 改正

(改正)

第15条 本会の会則は、総会において改正することができる。

第7章 解散

(解散)

第16条 本会の解散は、総会において会員の3分の2以上が出席し、出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

本会は、平成2年4月1日より発効する。

平成3年4月23日一部改正

平成10年4月16日一部改正

平成23年4月26日一部改正

平成25年4月25日一部改正

附 則

この規程は、平成28年4月21日より施行する。

Q & A コーナー（よくある質問です。必ず熟読してください。）

Q：（質問） 留学生

A：（回答） グローバル教育センター

Q 奨学金申請の際に母国の出身大学の成績証明書の原本をグローバル教育センターに提出しましたが、返してもらえますか。

A いったん提出された証明書類は、返却できません。証明書類の原本は、今後のあらゆる申請において必要となりますので、1枚だけでは不安です。数枚用意しておいた方がよいでしょう。

Q 私の知っている学生に用件があるので、呼び出しをお願いできますか。それができないならば、その学生の電話番号を教えてください。

A 学生の呼び出しは、緊急時を除いてはできません。また、個人の情報（電話番号、住所、生年月日）については、個人情報保護のため、相手の承諾があるときを除いては、絶対に教えられません。

Q 留学生はアルバイトが忙しくて勉強する暇がなく、言葉の面でも日本人学生より不利なので、成績が悪くても仕方ありません。経済的に苦しいので、成績が悪くても授業料を減免してください。

A 本学の授業料減免制度は、成績優秀でありながら経済的に困っている留学生を対象にしたものです。また、多くの留学生が平均以上の成績を修めていることを考えると、勉強せず成績が悪くなった留学生の授業料を減免するわけにはいきません。

日本での生活には様々な苦勞がありますが、留学生である以上、常に学業優先の生活を心がけなければなりません。

Q 私は入学の時から、1,2年次の間は勉強せずアルバイトを優先し、3年次になってから学業に専念するつもりでした。3年次の年に在留期限が切れますが、最初の2年間の成績が悪くても、在留期間の更新は許可されますか。

A 「留学」という在留資格で日本にいる以上、普段から学業優先の生活をしていなければならないので、これから学業に専念すると言っても言い訳になりません。

成績が悪ければ在留期間の更新は困難です。在留期限が切れる前に在留資格を取消されるとさえ考えられます。

Q 学外での問題（交通事故による被害および加害、契約違反、その他）について、グローバル教育センターに相手との代理交渉をお願いできますか。

A グローバル教育センターでは、留学生にできる限りの助言等を行います。どうしてもよいかわからない場合は速やかに相談してください。

ただし、代理交渉はできません。どうしても代理交渉が必要な場合は、資格を持った弁護士に依頼してください。まずは、福岡県弁護士会等が行っている無料法律相談等を利用するのがよいでしょう。

なお、交渉が面倒だからといって資格を持たない者に安易に仲介してもらおうと新たなトラブルの原因となります。交渉が不利になる他、仲介者から不当な請求をされる等、事態が更に悪化し、留学生生活を続けられなくなる恐れもあります。そのようなことにならないように十分注意してください。

Q 留学生関係の諸行事には、だれでも参加できますか。

A グローバル教育センターが主催する国際交流行事と留学生会が主催する留学生会行事があります。国際交流行事は、原則として、参加無料ですが、場合によっては、参加費を徴収することがあります。

国際交流行事としては、新入留学生歓迎バスハイク、留学生日本語弁論大会、異文化研修などがあります。

留学生会行事としては、留学生会が開催する親睦行事などがあります。なお、新入生は入学と同時に4年間分の会費として1,000円を納めることになっています。この会費を納めないで留学生会行事には参加できません。

Q 留学生同士や日本人学生との親睦を深めるため、交流行事を行いたいと考えていますが、どうすればよいですか。

A 在学中に、国籍を越えて多くの友人をつくり、また、国際交流に貢献しようという姿勢は、みなさんが充実した留学生活を送る上で、とても重要なことだと思います。

もし、みなさんが、そのような目的で行事を行いたいというのであれば、留学生会やグローバル教育センターに相談するという方法があります。

Q 今月は病気でアルバイトができなかったため、お金がありません。一時的にまとまったお金が必要ですが、どこかでお金を借りることはできますか。

A お金は安易に借りるものではありません。やむをえない事由によって一時的にお金が必要になり、かつ計画的に返済できる見通しが立っていれば「九州産業大学学生生活等短期貸付」により、詳しい聞き取り調査や厳正な審査のうえで5万円まで借りることができる場合がありますが、その場合は、本学教職員の保証人1人が必要となります。グローバル教育センターに相談してください。

友人からお金を借りてトラブルとなり、人間関係が悪くなる事例が絶えません。友人間で多額のお金を貸し借りするのはやめましょう。

Q 留学生が日本で就職活動を行う場合、どのような職種でも就職できますか。

A 就労関係の在留資格には幾つかの種類があり、該当する業務内容でなければ在留資格は取得できません。具体的には、単純労働や一般的な営業活動では在留資格の取得は困難です。また、出入国在留管理局による在留資格認定審査では、雇用主（企業）の状態についても調べられます。詳しくは、出入国在留管理局および内定企業の人事担当者に相談してください。

Q 最近、新聞などで全国的にネットバンキングへ不正アクセスされる事件が報道されていますが、これは、どういうことですか。

A ネットバンキングへ不正アクセスされ、口座から預金を引き出される事件が、多発しています。あなたのID・パスワードが第三者に不正取得され、それらを利用し、他人名義の銀行口座へ不正送金を行う事件です。これは、インターネットバンキング利用者の個人情報を盗み取り、不正アクセスした上で不正送金する手口です。不正な画面の表示が一部の利用者に限られていることなどから、パソコンがウイルスに感染している可能性が高いとされています。不正アクセスの被害に遭わないよう、個々人で詐欺やウイルス対策を徹底するしかありません。

◎パソコン等のインターネット利用についての注意事項

- ・スパイウェア対応のウイルス対策ソフトを利用のうえ、更新を怠らない。
- ・不審なサイトや心当たりのないメールは開かない。
- ・制作者が不確かなソフトウェアは利用しない。
- ・OS やソフトウェアを適宜更新するなど、最新の状態にする。

Q 就職が決まらず、卒業後も就職活動を行いたいのですが、どのようにしたらいいですか。

A 卒業後に日本での就職活動を継続する場合は、在留資格を「特定活動」へ変更する必要があります。「留学」のままでは、就職活動はできません。この「特定活動」への変更申請には、大学からの推薦状が必要です。

なお、本学では、在学中からしっかりと継続して就職活動をし、その証拠（就職活動記録、本人宛の複数の就職試験案内等）を提出できる者にしか、推薦状を発行しません。

推薦状発行の可否は、厳格な書類審査および面接を実施した後に、決定します。

詳しくは、グローバル教育センターへお尋ねください。

Q ネット犯罪が増えていると聞きましたが、私たち留学生は、どんなことに注意したらよいのですか。

A 残念ながら、留学生が犯罪に関与する実態が増えています。現金の引き出し役（出し子）として、他人名義のキャッシュカードを譲り受け、ATMで現金を引き出す事件（窃盗罪）や、荷物の受け取り役として、宅急便で届いた品物を受取人になりすまして、受け取る事件（詐欺罪）です。大学の先輩や知人からの勧誘によりアルバイトを知り、「おかしい話だと思ったが、割のいいアルバイトだったので引き受けた」「途中で犯罪だと気付いたが、お金のためにやめられなかった」と、安易な気持ちでアルバイトを始め、犯罪に加担していた話もあります。これは明らかに犯罪です。警察に逮捕され、懲役・罰金が課され、退学処分となります。

次のような留学生がいる場合は、ただちにグローバル教育センターに連絡してください。

- ・このようなアルバイトをしている留学生や日本人学生を知っている。
- ・アルバイトの勧誘を受けた。
- ・口座やキャッシュカード、携帯を他人に譲り渡している。
- ・アルバイト勧誘や口座・キャッシュカードを売買するような書き込みがあるサイトを知っている。

Q 大学の休日中に在留カードや住宅・医療など相談したい場合はどうしたらいいですか。

A みなさんの生活における困りごとや在留資格・就労等に関する相談を多言語で受け付ける専門機関「FUKUOKA IS OPENセンター」があります。

みなさんが困っていること、分からないことを相談できます。

気軽に相談してください。

■ FUKUOKA IS OPENセンター

【開館時間】 10時～17時（月～金、第3日曜日、第4土曜日）

【相談方法】 窓口、オンライン、メール、電話

【電話番号】 0120-279-906（相談無料）

【受付窓口】 FUKUOKA IS OPENセンター
（福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡3階）

詳細URL : <https://www.fisop.net/>

2026 年 4 月発行

編集 九州産業大学 グローバル教育センター

〒813-8503

福岡市東区松香台 2-3-1

TEL 092-673-5050（代表）

092-673-5588（直通）

FAX 092-673-5611

E-mail kokusai@ip.kyusan-u.ac.jp

グローバル教育センター HP <https://www.cia.kyusan-u.ac.jp/>

表紙デザイン

芸術学部 デザイン学科

向野 奈津美
渡邊 佳奈